函南町パブリック・コメント手続要綱

平成21年６月22日
告示第67号

（目的）

第１条　この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政に関する意見及び提案（以下「意見等」という。）の提出の機会の確保及び政策決定プロセスへの参画の促進を図り、もって一層開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、町の基本的な計画等の策定過程において、事前に策定案に対して町民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行うための一連の手続をいう。

２　この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　本町に住所を有する者

(2)　本町に通勤又は通学する者

(3)　本町に事務所又は事業所を有する者

(4)　前３号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続の対象に利害関係を有する者

（対象）

第３条　パブリック・コメント手続の対象となるものは、町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定及び改定に係る素案であって次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

(1)　町の基本的な施策に関する計画を定めるもの

(2)　その他町長が必要と認めるもの

（適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、本要綱の規定を適用しない。

(1)　公益上、緊急を要するもの又は軽微なもの

(2)　町長に裁量の余地がないと認められるもの

(3)　附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの

(4)　その他、本手続に準じた意見聴取の手続を経たもの

（公表の時期・内容）

第５条　町長は、この要綱の対象となる政策等について、最終的な意思決定をする前の適切な時期に次に掲げる関係資料と併せて公表するものとする。

(1)　政策等の策定案の趣旨、目的及び背景

(2)　政策等の案の概要

(3)　その他必要と認められる関連する資料

（公表の方法）

第６条　町長は、次の各号のいずれかにより、政策等の案を町民等に積極的に周知を図るものとする。

(1)　町が発行する広報紙等への掲載

(2)　町のホームページへの掲載

(3)　町長の指定する場所での閲覧

(4)　その他町長が必要と認める方法

（意見の提出期間）

第７条　町長は、町民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上の提出期間を設けるものとする。ただし、町長は、その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

（意見の提出方法）

第８条　町長は、次に掲げる方法により、町民等からの意見の提出を受けるものとする。

(1)　町長が指定する場所への直接書面による提出

(2)　書面による郵送

(3)　ファクシミリによる送信

(4)　電子メールによる送信

(5)　その他町長が必要と認める方法

２　町民等は、意見を町長へ提出しようとするときは、特別な様式を定めた場合を除き、任意の様式に住所、氏名等を記載して行うものとする。

（意見の取扱い）

第９条　町長は、政策等の案に関し提出された意見を考慮して、必要に応じて政策等の案の修正をするものとする。

２　町長は、政策等について意思決定をしたときは、政策等の案、町民等から提出された意見の概要及びこれに対する町長の考え方を公表するものとする。

（実施状況の公表）

第10条　町長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により町民等に公表するものとする。

（その他の事項）

第11条　この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。